



2022年3月28日

各 位

会 社 名 株式会社ヤマザワ  
代表者名 代表取締役社長 古山 利昭  
(コード：9993、東証第一部)  
問合せ先 取締役管理本部長 工藤 和久  
(TEL. 023-631-2211)

## 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2022年3月28日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関連する議案を2022年5月26日に開催予定の第60期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入の目的及び条件

##### (1) 導入の目的

本制度は、将来選任される取締役も含め、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

##### (2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、当社の取締役会決議に基づき当社の普通株式を報酬として発行又は処分するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる株式の発行数の上限及び当社と対象取締役との間で締結する予定の譲渡制限付株式割当契約の概要につき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、当社の取締役の報酬限度額は、2006年6月27日開催の定時株主総会において年額3億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、当該報酬枠の範囲内で、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

#### 2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社の取締役会決議に基づき当社の普通株式の発行又は処分を無償で受けることとなります。

本制度により、対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年10,000

株以内といたします（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）。

また、譲渡制限付株式付与のために発行又は処分をされる当社の普通株式の総額は年額100万円以内といたします（譲渡制限付株式の付与に際しては、当社の取締役の報酬等として譲渡制限付株式の発行又は自己株式の処分が行われるものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込みは要しませんが、対象取締役の報酬額は、1株につき各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出します。）。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までとしております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

以上